

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和5年9月13日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 木村 奨

1 契約の概要

令和5年5月1日に給食室前の水栓柱からの漏水を確認。応急措置で止水栓を止めたところ、給食室内の水も止まる箇所があり、業務に支障が出る事が判明した。そのため緊急で漏水修繕を行った。

2 履行(納品)場所

横浜市立権太坂小学校(保土ヶ谷区権太坂2丁目4-1)

3 契約日

令和5年5月2日

4 履行日又は履行期間

令和5年5月2日から令和5年5月31日

5 契約金額

165,000円

6 契約の相手方(名称及び所在)

横浜市保土ヶ谷区仏向西25番3号
有限会社 イワック

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

漏水箇所の止水栓を閉めると、給食室内の水も止まってしまい、調理業務に支障がでてしまい、緊急で修繕を行う必要があったため。

8 契約の相手方の選定理由

学校施設に精通しており、迅速な対応ができることから選定しました。

9 所管課

保土ヶ谷区権太坂2丁目4-1
権太坂小学校